

宮危第502号
令和3年 2月 8日

関係団体の長 様

宇都宮市長 佐 藤 栄 一
(宇都宮市新型コロナウイルス感染症危機対策本部事務局)

宇都宮市新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長について（周知依頼）

本市におきましては、市内の感染拡大の状況などを踏まえ、1月6日に本市独自の緊急事態宣言を発出したところですが、皆様に御理解・御協力をいただき、1月7日以降、市内の状況は確実に改善してまいりました。また、栃木県についても、2月7日をもって「新型インフルエンザ等特別措置法」に基づく緊急事態宣言が解除になったところであり、改めまして、皆様の御理解・御協力に感謝申し上げます。

しかしながら、栃木県が警戒度レベルを「特定警戒」としていることに加え、感染の再拡大を招くおそれや医療体制の状況などから、本市独自の緊急事態宣言につきまして、2月21日まで延長いたしました。

本市におきましては、年末年始の会食や飲食により新規感染者が増加し、その後、同居家族を中心に家族感染が増加したところであります。また、1月に入り、クラスターが複数発生しており、クラスターの発生防止及び封じ込めの対策が重要と認識しております。

つきましては、貴団体におかれましても、引き続き、基本的な感染防止対策への取組と、関係事業者従業員への周知啓発に御協力ください。

記

1 宇都宮市新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

(1) 対象期間 令和3年1月6日から2月21日まで

(1月13日に2月7日まで、2月4日に2月21日まで延長)

(2) 要請内容 別紙のとおり

宇都宮市
行政経営部危機管理課
電話 632-2052

宇都宮市新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

市内・県内の状況は改善されてきていますが、現段階で緊張感を緩めることは再度の感染拡大を招くおそれがあることなどから、本市独自の宣言について令和3年2月21日まで延長します。引き続き「うつらない うつさない」取組にご協力ください。



令和3年2月4日
宇都宮市
新型コロナウイルス
感染症危機対策本部

市民の皆様へのお願い

- ▶ 日中も含め、不要不急の外出を避けること
特に、国の緊急事態宣言区域への往来、21時以降の外出に注意！
- ▶ マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策を徹底すること
- ▶ 感染リスクが高い「5つの場面」に注意すること（特に大人数の会食を控えること）
- ▶ 体調が悪い場合は、仕事は休むこと
- ▶ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けること
- ▶ 外出時は、感染のリスクを避ける行動をとること
- ▶ 高齢者、基礎疾患を有する方は上記取組を特に徹底すること

栃木県から県民の皆様・事業者の皆様への要請

【要請期間】令和3年2月8日から2月21日まで

事業者の皆様へのお願い

- ▶ 飲食店の営業時間の短縮（5時から21時までの営業）※アルコールの提供は11時から20時まで
- ▶ 業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」の徹底、栃木県「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施
- ▶ 出勤者数の削減を目指したテレワークやローテーション勤務、オンラインビジネスのより一層の推進
- ▶ 事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務の抑制



カイワルハマスクル
栃木県 会話する=マスクする運動



うがい手洗い
つめの間も
のこさず洗って
みんなでコロナを
やっつけろ！